

2023年3月15日

各 位

会 社 名 株式会社HANATOUR JAPAN
代表者名 代表取締役社長 李 炳 燦
(コード番号：6561 東証グロース)
問合せ先 取締役経理財務部長 田中 一彰
(TEL. 03-6629-4755)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるHANATOUR SERVICE INC. について、支配株主等に関する事項は下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）その他の関係会社の親会社の商号等

(2022年12月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
HANATOUR SERVICE INC.	親会社	54.45	—	54.45	・韓国取引所 ・ロンドン証券取引所

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社の関係

- (1) 親会社の企業グループにおける当社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係

HANATOUR SERVICE INC. は、韓国国内において旅行業を展開しており、2022年12月31日現在、当社の議決権の54.45%を所有する親会社に該当し、当社は同社の連結子会社となっております。

親会社との取引関係については、親会社グループが募集した訪日ツアーについて、当社が日本国内における宿泊施設や交通機関の手配及び各種観光施設等の旅行商品の手配・提供を行い、その対価を得ております。

取引については、他の旅行会社との取引と同様に決定しておりますが、親会社グループのブランド戦略の一環として、一部の中高価格帯商品については、親会社との合意に基づいた条件で取引を行っております。当社取締役会は、当該取引条件について、他社との取引条件等を比較し、その適正性を検証したうえで、当社グループの利益を害するものではないことを確認しております。

人的関係については、当社の取締役10名のうち1名が親会社の役員を兼任しております。

なお、HANATOUR SERVICE INC. への出向及び受入はありません。

(役員・取締役の兼務の状況)

役職	氏名	親会社における役職	就任理由
取締役	柳 徹暎	HANATOUR SERVICE INC. 常務理事 供給本部長	上場会社グループにおける営業に係る知見の活用及びコーポレート・ガバナンス体制の強化
取締役	張 瀨允	HANATOUR SERVICE INC. 日本商品企画部署長	上場会社グループにおける管理業務に係る知見の活用及びコーポレート・ガバナンス体制の強化
取締役	朴 商斌	HANATOUR SERVICE INC. 経営企画本部長	上場会社グループにおける管理業務に係る知見の活用及びコーポレート・ガバナンス体制の強化
取締役	林 京娥	HANATOUR SERVICE INC. 経営管理部署長	上場会社グループにおける管理業務に係る知見の活用及びコーポレート・ガバナンス体制の強化
取締役	咸 秉琳	HANATOUR SERVICE INC. ホテル供給部署長	上場会社グループにおける管理業務に係る知見の活用及びコーポレート・ガバナンス体制の強化

- (2) 親会社等の企業グループに属することによる事実上の制約、リスク及びメリット、親会社等とそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係等からうける経営・事業活動への影響等

現在、親会社グループにおいて、日本向けツアーの手配業務を行う企業はなく、当社グループとの間には、特に制約はありませんが事業の棲み分けはなされ、競合関係もありません。

今後、親会社の経営方針の変更や資本関係から、当社グループの経営・事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

3. 支配株主等との取引に関する事項

親会社との主な取引内容は、下表のとおりです。

(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	HANATOUR SERVICE INC.	(被所有) 直接 54.45	旅行商品の売上 役員の兼任	旅行商品の 売上 (注) 1	56,918 (注) 2	売掛金	290,535

(注) 1. 他の旅行会社との取引と同様に決定しておりますが、HANATOURグループのブランド戦略の一環として、一部の中高価格帯商品については、親会社との合意に基づいた条件で取引を行っております。

2. 上記の金額のうち、取引金額は仕入高と相殺した純額にて表示しております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主との取引に際しては、会社法や職務権限規程等の社内規程に基づき取引条件を検討し、その上で取引を行うこととしております。また、取引に際して当社取締役会での決議を要する場合には、同社から招聘している取締役の決議不参加を図っております。監査役は監査対象とすることにより、適切な取引が行われているかを監視しております。

なお、支配株主との取引を行う場合には、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを基本方針として、少数株主の利益を害することのないように適切に対応しております。

以上